

監査報告書

学校法人 八代学院
理事会 御中

令和 元年 5月 21日

監事 岩木 英一

監事 宮田 勇人

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人八代学院寄附行為第17条の規定に基づき、学校法人八代学院の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の業務及び財産の状況について監査を行った。

私たちは、監査にあたっては、学校法人八代学院監事会規程に準拠し、その監査方法は、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、RSM 清和監査法人から私立学校振興助成法に基づく監査の状況について説明を聴取するなど、本学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べるにあたり必要と認めた監査手続きを実施した。

監査の結果、計算書類等は当該年度末における財産の状況を適正に表示しており、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上

監 査 報 告 書

学校法人 八代学院

評議員会 御中

令和 元年 5月 21日

監事 岩木 英一

監事 宮田 勇人

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人八代学院寄附行為第17条の規定に基づき、学校法人八代学院の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の業務及び財産の状況について監査を行った。

私たちは、監査にあたっては、学校法人八代学院監事会規程に準拠し、その監査方法は、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、RSM 清和監査法人から私立学校振興助成法に基づく監査の状況について説明を聴取するなど、本学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べるにあたり必要と認めた監査手続きを実施した。

監査の結果、計算書類等は当該年度末における財産の状況を適正に表示しており、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以 上